

秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十五号

秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（帳簿書類の記載事項等） 第四条 略</p> <p>2 条例第十五条の規定による電磁的記録の備付け及び保存は、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）<u>第二十五条</u> <u>第一項第二号</u>の規定に準じて行うものとする。</p>	<p>（帳簿書類の記載事項等） 第四条 略</p> <p>2 条例第十五条の規定による電磁的記録の備付け及び保存は、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）<u>第二十五条</u> <u>第四号</u>の規定に準じて行うものとする。</p>

附則

この規則は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和四年一月一日）から施行する。